

標題

2012年1月1日より実施される MARPOL ANNEX VI  
における燃料油中硫黄分濃度の規制について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0877  
発行日 2011年11月25日

各位

2009年5月13日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0771にてお知らせしておりますように、MARPOL ANNEX VI 第14規則に従い、2012年1月1日以降、一般海域において船上で使用される燃料油の硫黄分濃度の規制値が 4.50% m/m から 3.50% m/m に変更となります。同日以降に使用される燃料油の硫黄分濃度は、新規制値 3.50% m/m に適合する必要がありますので、補油の際にはご注意ください。ただし、MARPOL ANNEX VI 第4規則に従い、同等物として承認された排ガス浄化装置等の使用により同規制に適合する場合は除きます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: [mcd@classnk.or.jp](mailto:mcd@classnk.or.jp)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。